

単位認定の方針について

【臨床検査科】

1. 単位認定について

- 1) 1年次、2年次の各科目の単位の認定は、期末試験の成績評価等に基づいて学校長が行う。
- 2) 次の各項を全て満たしている場合は、原則として当該科目の単位を認定する。
 - ① 当該科目の期末試験成績等が100点法で60点以上であること。
 - ② 当該科目の出席時間数が履修すべき授業時間数の3分の2以上であること。
 - ③ 当該科目の欠席レポートが全て提出されていること。
- 3) 本校入学前に大学、短大等で修得した単位は、学校長、常勤職員で審査の結果、本校での授業科目の履修とみなされる場合、原則として当該科目の単位を与えることができる。
- 4) 通年実施される科目は、前期と後期の成績を別々に評価し、各1単位とし、合わせて2単位とする。

2. 進級について

- 1) 進級の認定は進級判定会議で審議の上、学校長が行う。
- 2) 次の各項を全て満たしている場合は、進級を認めるものとする。
 - ① 1年次、2年次の所定の課程を当該科目が開講される年次に履修し、全ての単位を修得していること。ただし、1年次については、未修得単位が4単位以下であれば本項を充たしているものとする。
 - ② 1年次に未修得単位をもって進級した者は、2年次に当該未修得単位を全て修得していること。
 - ③ 所定期日までに学納金を完納、又は延納手続き・分納計画手続きを完了していること。
 - ④ 平素の性行が本校学生としての本分に合致し、進級を認めるにふさわしいこと。
- 3) 前項のいずれかを欠く場合は、進級判定会議で審議の上、仮進級又は原級留置等の措置を定めるものとする。
- 4) 進級判定会議は、校長および常勤の教員をもって構成する。

3. 卒業認定試験について

- 1) 卒業認定試験は国家試験出題形式（200問）とし、11月～2月の期間に3回実施する。
- 2) 次の項目を全て満たしている場合は、卒業認定試験を受験することができる。

- ① 本校所定の1・2年次所定科目単位および3年次臨地実習単位を全て取得していること。
 - ② 3年次所定科目全ての出席時間数が履修すべき授業時間数の3分の2以上あること。
 - ③ 3年次所定科目全ての欠席レポートが期日（1週間以内）までに提出されていること。
- 3) 卒業認定試験は100点法を用いた科目点と、200点満点の総合点で評価する。
 - 4) 各科目の最終3年次成績は、3回のうちの最高点を用い、60点以上を合格とする。
 - 5) 総合点で120点以上を取得した者は、3回の最高点で60点未満の科目がある場合でも、当該科目の最終3年次成績を60点の合格とする。
 - 6) 総合点で1度も120点以上が取れなかった場合でも、全ての科目の最高点が60点以上の場合、3年次所定単位が取得できる。

【医療秘書科】

1. 単位認定について

- 1) 各科目の単位の認定は、期末試験の成績評価等に基づいて学校長がこれを行う。
- 2) 次の各項を全て満たしている場合は、原則として当該科目の単位を認定する。
 - ① 当該科目の期末試験成績が100点法で60点以上であること。
 - ② 当該科目の出席時間数が履修すべき授業時間数の3分の2以上であること。
 - ③ 当該科目の欠席レポートが全て提出されていること。
- 3) 通年実施される科目は、前期と後期の成績を別々に評価し、各1単位とし、合わせて2単位とする。

2. 期末試験について

- 1) 各学期末に期末試験を実施する。
- 2) 次の項目を全て満たしている場合は、当該学期に実施される期末試験を受験することができる。
 - ① 当該科目の出席時間数が履修すべき授業時間数の3分の2以上あること。
 - ② 当該科目の欠席レポートが期日（1週間以内）までに提出されていること。
- 3) 各科目の試験は100点法を用い、60点以上を合格とする。
- 4) 2名以上の講師によって行われる科目は100点法を用い、それぞれの授業時間数の概ねの割合で配点し実施する。
- 5) 成績評価は原則としてシラバス記載の評価法を用い、期末試験点数、小テスト、レポート、学習態度、などの総合評価とし、当該科目の担当講師がこれを行う。